

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：深浦町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	54.7%
全職員	60.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	82.5%
本庁課長補佐相当職	94.7%
本庁係長相当職	107.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	97.5%
26～30年	93.3%
21～25年	92.5%
16～20年	96.2%
11～15年	88.8%
6～10年	81.7%
1～5年	101.4%

【説明欄】

- ・職員区分「任期の定めのない常勤職員以外の職員」区分について、嘱託医師が在職することが、差異の原因である。
- ・役職段階別「本庁部局長・次長相当職」区分には該当者がいない。
- ・役職段階別「本庁課長相当職」及び「本庁係長相当職」区分について、医療職給料表(1)の適用を受ける医師が在職することが、差異の要因である。
- ・勤続年数「36年以上」区分には女性の職員がいない。
- ・勤続年数「6～10年」及び「1～5年」区分について、医療職給料表(1)の適用を受ける医師が在職することが、差異の要因である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。